教第58号議案

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部 改正における市民意見公募手続きの実施について

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部改正における市民意見公募手続きの実施について、議案として下記の通り提案する。

令和元11月5日提出

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の 一部改正における市民意見公募手続きの実施について

学 校 教 育 課 特別支援教育課

改正内容について

1. 夏季休業日中における3日間の授業日を定める改正

小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校において、校長が、8月中の教育長が定める期間に3日間の授業日を定めなければならない旨の規定を加える。

このことについては、平成30年度の教育委員会会議での協議を経て、令和元年度及び今後の 夏季休業日中の授業の実施に関する方針について、以下のように各学校へ通知している。

(通知日)

小 学 校:教委学第 2054 号 (平成 30 年 12 月 12 日付) 中 学 校:教委学第 1661 号 (平成 30 年 12 月 12 日付) 特別支援学校:教委特第 2331 号 (平成 31 年 1 月 17 日付)

(通知内容の要点)

- ・令和元年度については、全学年、夏季休業日中の<u>8月末に3日間</u>設定して試行実施する。 (中学校においては、令和元年度に限り5日間の実施も可とする)
- ・2学期の始業式を繰り上げて行わない。
- ・今後も夏季休業日中における授業は続けていくため、保護者向けの案内には「試行実施」 の文言をはずす。
- ・<u>令和元年度中に管理運営に関する規則(学則)の改正を行い</u>、「試行実施」から「本格実施」 に変更する。

2. 本格実施に伴う学期の改正

小学校、中学校及び義務教育学校、高等学校、特別支援学校の学期を変更する。 (第1学期 4月1日から8月31日まで \rightarrow 4月1日から $\underline{7}$ 月31日まで) (第2学期 9月1日から12月31日まで \rightarrow 8月1日から12月31日まで)

3. 神戸市立高等学校の学年末休業日の改正

高等学校の学年末休業日について、入試事務の増加等に伴う授業時数の確保の観点から授業 日を増やす。

 $(3月21日から3月31日 \rightarrow 3月24日から3月31日)$

4. 神戸市立盲学校の学年末休業日の改正

盲学校の学年末休業日について、他の特別支援学校と同じ日程に改める。

 $(3月 21 日 から 3月 31 日 \rightarrow 3月 26 日 から 3月 31 日)$

以上の方針により、「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」、「神戸市立高等学校学則」及び「神戸市立特別支援学校学則」を改正するため、意見公募手続を実施する。

意見公募手続きについて

市民意見募集と改正の内容について

・意見募集の期間:令和元年11月7日(木)~12月6日(金)[予定]

・改正箇所と内容:別紙新旧対照表を参照

各学校への通知文書について

- ・規則の改正とあわせて、別途、通知文書を学校へ送付する。
- ・夏季休業日中の授業の設定期間について、「8月25日~31日の平日のうち3日間」とする。
- ※授業日の設定期間については、「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」及び「神戸市立特別支援学校学則」に明記しない。

① 神戸市立小学校,中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(新旧対照表)

(_____は、改正部分を示す)

現 行

(学年,学期)

- 月 31 日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の3学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
 - (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育長の承 3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育長の承 認を得て、学年を2学期に分けることができる。 (休業日)
- 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号) に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで
 - (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は校長 が必要があると認めた日
- 2 校長は,前項第3号から第6号までの規定によ 2 校長は,前項第3号から第6号までの規定によ る休業日を変更する場合及び第7号の規定によ る休業日を設ける場合には、教育長の承認を得な ければならない。
- 3 校長は, 非常変災その他急迫の事情があるとき 3 校長は, 非常変災その他急迫の事情があるとき は、臨時に授業を行わないことができる。この場 合においては,この旨を教育長に報告しなければ ならない。

改正案

(学年,学期)

- 第4条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3 第4条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3 月 31 日に終わる。
 - 2 学年を分けて、次の3学期とする。
 - (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで
 - 認を得て、学年を2学期に分けることができる。 (休業日)
 - 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号) に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで
 - (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
 - (7) 前各号に掲げるもののほか, 教育長又は校長 が必要があると認めた日
 - る休業日を変更する場合及び第7号の規定によ る休業日を設ける場合には,教育長の承認を得な ければならない。
 - は、臨時に授業を行わないことができる。この場 合においては,この旨を教育長に報告しなければ ならない。
 - 4 校長は、8月中の教育長が定める期間に3日間 の授業日を定めなければならない。ただし、教育 長が別途定める学校は除く。

現 行

(学年,学期)

- 月 31 日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 認を得て、学年を次の2学期に分けることができ る。

前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から3月31日まで

4 校長は,前2項の規定による学期の期間を変更 4 校長は,前2項の規定による学期の期間を変更 する場合には、教育長の承認を得なければならな

(休業日)

- 第5条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号) に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
 - (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は校長 が必要があると認めた日
- 2 校長は,前項第3号から第6号までの規定によ 2 校長は,前項第3号から第6号までの規定によ る休業日を変更する場合及び第7号の規定によ る休業日を設ける場合には,教育長の承認を得な ければならない。
- は、臨時に授業を行わないことができる。この場 合においては、この旨を教育長に報告しなければ ならない。
- 号又は第2号に規定する休業日を相互に変更し ようとする場合は、教育長に届け出なければなら ない。

改正案

(学年、学期)

- 第4条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3 第4条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3 月31日に終わる。
 - 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育長の承 3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育長の承 認を得て、学年を次の2学期に分けることができ

前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から3月31日まで

する場合には、教育長の承認を得なければならな V10

(休業日)

- 第5条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178 号) に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
 - (6) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は校長 が必要があると認めた日
- る休業日を変更する場合及び第7号の規定によ る休業日を設ける場合には,教育長の承認を得な ければならない。
- 3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき 3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき は,臨時に授業を行わないことができる。この場 合においては、この旨を教育長に報告しなければ ならない。
- 4 校長は、学校行事等に伴い授業日と第1項第1 4 校長は、学校行事等に伴い授業日と第1項第1 号又は第2号に規定する休業日を相互に変更し ようとする場合は、教育長に届け出なければなら ない。

(は,改正部分を示す)

現 行

(学年,学期)

- 第4条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3 第4条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3 月 31 日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日)
- 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号) に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで
 - (6) 学年末休業日 神戸市立盲学校においては 3月21日から3月31日まで。神戸市立盲学校 を除く神戸市立特別支援学校においては3月 26 日から3月31日まで
 - (7) 前各号に掲げるもののほか, 教育長又は校長 が必要があると認めた日
- 2 校長は、前項第3号から第6号までの規定によ 2 校長は、前項第3号から第6号までの規定によ る休業日を変更する場合及び第7号の規定によ る休業日を設ける場合には、教育長の承認を得な ければならない。
- 3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき 3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるとき は、臨時に授業又は保育を行わないことができ る。この場合においては、この旨を教育長に報告 しなければならない。
- 第1項第1号又は第2号に規定する休業日を相 互に変更しようとする場合は,教育長に届け出な ければならない。

改正案

(学年、学期)

- 月 31 日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日)

- 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号) に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで
 - (6) 学年末休業日

3月

26日から3月31日まで

- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長又は校長 が必要があると認めた日
- る休業日を変更する場合及び第7号の規定によ る休業日を設ける場合には,教育長の承認を得な ければならない。
- は、臨時に授業又は保育を行わないことができ る。この場合においては、この旨を教育長に報告 しなければならない。
- 4 校長は、学校行事等に伴い授業日又は保育日と 4 校長は、学校行事等に伴い授業日又は保育日と 第1項第1号又は第2号に規定する休業日を相 互に変更しようとする場合は、教育長に届け出な ければならない。
 - 5 校長は、8月中の教育長が定める期間に3日間 の授業日を定めなければならない。 ただし、教育 長が別途定める学校は除く。

1. 改正の趣旨

神戸市では、学校園における学年・学期、休業日の規定について、「神戸市立小学校、中学校 及び義務教育学校の管理運営に関する規則」、「神戸市立高等学校学則」及び「神戸市立特別支 援学校学則」により定められています。

平成26年度より全市立中学校において、また、平成28年度より全市立小学校において、試行実施として夏季休業日中に3日間の授業を設けておりました。続けて、令和元年度には特別支援学校も含め、全小学校、中学校、義務教育学校において2学期始業式前の8月末に3日間の授業を試行実施しました。今後も、児童生徒の学力の充実に向けた取組や豊かな学びのある授業づくりを推進するとともに、心身のリズムを整え、9月からの学校生活を滑らかに迎えることができるようにするため、引き続き、夏季休業日中に3日間の授業を継続してまいります。併せて、学年・学期の規定のうち学期について、第1,2学期を変更することとします。

また、神戸市立高校の学年末休業日については、入試事務の増加等に伴う授業時数の確保といった観点から、授業日を増やすこととします。

また、神戸市立盲学校の学年末休業日については、他の特別支援学校と同じ日程に設定し、授業日を増やすこととします。

以上の趣旨により、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立高等学校、神戸市立特別支援学校の『学期』、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立特別支援学校の『夏季休業日中における授業日』、神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の『学年末休業日』を設定するにあたり、「神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」、「神戸市立高等学校学則」及び「神戸市立特別支援学校学則」の一部を改正いたします。

2. 改正の概要

- (1) 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立高等学校、神戸市立特別支援学校の 第1学期を「4月1日から8月31日」から「4月1日から7月31日」へ改めるとともに、 第2学期を「9月1日から12月31日」から「8月1日から12月31日」へ改める。
- (2) 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校、神戸市立特別支援学校において、校長が、8 月中の教育長が定める期間に3日間の授業日を定めなければならない旨を加える。(但し、教育長が別途定める学校は除く。)
- (3) 神戸市立高等学校の学年末休業日を、「3月21日から3月31日」から「3月24日から3 月31日」へ改める。
- (4) 神戸市立盲学校の学年末休業日を、「3月21日から3月31日」から「3月26日から3月31日」へ改める。

3. 施行期日(予定)

令和2年4月1日